

令和 5 年度学校関係者評価に基づく検討結果

標記について、自立支援局運営方針及び令和 5 年度事業計画重点事項に照らして、今年度の当センターの取組を検討しました。

1. 教育活動（①利用者の障害特性に配慮した授業実践に向けた取組）

令和 4 年度の学校関係者評価において、「視覚障害に限らず、発達障害や精神障害等の理解を深めて、今後、より困難性の高い教育指導の充実に向けて、特別指導教官の配置に期待する」との御提言をいただきました。所沢センター、神戸センターに続き、令和 5 年 4 月から、本センターにおいても利用者個々の障害特性に応じた支援の中核を担うため、新たに特別指導教官 1 名が配置されました。様々な障害をもつ利用者が、学習の継続を断念したり、自信を喪失したりすることがないように、特別指導教官を核として、より高度で専門的な教育支援を開始いたします。

2. 教育活動（②自力で取り組む能動的学習体制の確立と教官の指導力育成のための取組）

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更されましたが、たとえコロナが収束したとしても ICT を活用した遠隔授業が無用となるわけではありません。利用者が自ら考え、自力で取り組む能動的学習体制の確立のために、学習者用・教官用デジタル機器の整備・拡充といったハード面の整備とともに、端末上で使用するデジタル教材の豊富化といったソフト面の充実を図ります。具体的には、全教官が前後期各一つ以上のデジタル教材（共同コンテンツ）の作成に取り組みます。また、利用者へのデジタル教材の提供を開始して、提供上の課題やデジタル教材の改善点を整理します。その上で、実技用デジタル教材の作成や国家試験対策用デジタル教材など、活用範囲の拡大に繋げていくほか、新たな自己学習の形態として、学習支援の一層の充実という観点からも、取り組んでまいります。

3. 学修成果（あはき師国家試験合格率の維持・向上に向けた取組）

全利用者を対象に、利用開始早期から受験に至るまでの中長期的な受験対策を間断なく提供することで、あはき師国家試験合格率の維持向上を図ります。具体的には、1 年次より初期学習支援プログラムを提供するほか、成績不振科目の補習、長期休業期間中の支援、受験科目に関する意識調査、到達度チェック試験、模擬試験、受験対策補習、受験対策特別講座を系統的、計画的に実施します。さらに、国家試験合格を目指す卒業生を対象に、再チャレンジに向けて、学力の維持向上と意欲面の支援を行います。自宅での学習を希望する卒業生に対しては、模擬試験問題の配布及び採点、模範解答と解説の送付を主な内容とする通信指導を実施します。加えて、再理療教育（独自事業）を 10 月に開講します。